

<平成26年度水防協議会議事録>

日 時 平成26年4月23日(水) 13時30分より

場 所 青森県青森市中央1丁目11-18

ラ・プラス青い森 2階 「カメラ」

出席者(委員)

青森県県土整備部長	横森 源治
青森県議会議員 建設委員長	成田 一憲
青森河川国道事務所長	石塚 宗司
陸上自衛隊第九師団 第3部防衛幹部	柳下 智和
青森地方気象台長	肆矢 雄三
東日本電信電話株式会社 災害対策担当課長	武藤 忠義
東北電力株式会社 土木部長	小野 雅毅
青森県幼少年女性防火委員会 女性防火部会部会長	長内 春代
青森県警察本部警備第二課長 警視	安達 敏行
防災消防課 課長代理	坂本 敏昭
農林水産部農村整備課 課長代理	吉岡 裕芳

(事務局)

防災消防課 農村整備課 漁港漁場整備課
道路課 港湾空港課 河川砂防課

1. 開会

【司会】

ただ今から、平成二十六年度青森県水防協議会を開催いたします。皆様、本日は、御多用中のところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の司会を担当いたします、河川砂防課の山崎でございます。よろしく願いいたします。

初めに、会長から、御挨拶がございます。

2. 会長あいさつ

【県土整備部長代読】

委員の皆様方には、御多忙のところ御出席をいただき、誠にありがとうございます。

また、平素より、防災対策の推進をはじめ、県行政全般にわたり、御理解と御協力をいただき、心から感謝申し上げます。

さて、近年、全国各地で局地的、短時間に発生するいわゆるゲリラ豪雨と呼ばれる集中豪雨に加えて、台風や長雨による被害が頻発しているところです。昨年も、9月15日から16日にかけての台風第18号により北日本から西日本の広い範囲で記録的な豪雨となり、全国各地で河川の氾濫や土砂災害が発生し、6人の方が亡くなり1人の方が行方不明になるなど、甚大な被害が発生しました。

本県においても、台風第18号により記録的な豪雨となり、中南津軽を中心に総雨量が

200ミリメートルを超えました。この豪雨やそれに伴う出水、岩木川・馬淵川等河川の氾濫により、県内16市町村で約3万2千人に避難指示等が発令され、

800棟以上の住家が床上・床下浸水するなど、甚大な被害が発生しました。

頻発する集中豪雨や長雨などによるこうした被害を防止・軽減するためには、県民の命を守ることを最優先にした防災インフラの整備のほか、県民一人ひとりが自らの手で災害から地域を守るといった防災・減災意識を定着させる取組を進めることが必要であると考えます。

県では、「青森県基本計画未来を変える挑戦」の中で、「災害や危機に強い人づくり、地域づくり」を政策の一つとして掲げ、安心・安全な県土づくり、地域防災力の向上と危機管理機能の充実を図るため、本県の豊かな景観・環境に十分配慮しつつ、ハード・ソフト一体となった取組を着実に推進することとしております。

本日お諮りする平成26年度青森県水防計画書（案）は、水防法の定めるところにより、洪水や津波、高潮等による災害を防ぎ、その被害を軽減し、公共の安全を保持することを目的として策定するものです。

委員の皆様方には、忌憚のない御意見、御提言をお願い申し上げ、御挨拶といたします。

3. 各委員の紹介

<省略>

【司会】

議事に入らせていただきます。

議長については、青森県附属機関に関する条例第六条第二項に基づき、会長が議長となることになっておりますが、所用により会長欠席のため、代理としまして横森県土整備部長に、議長をお願いいたします。

4. 平成26年度青森県水防計画（案）の審議

【議長】

それでは、しばらくの間議長を務めさせていただきますので、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

それでは、平成二十六年青森県水防計画（案）について、説明をお願いします。

最初に河川砂防課からお願いします。

【事務局】

河川砂防課長の今でございます。それでは、ご説明いたします。

河川砂防課から、平成26年度水防計画書（案）にそって、計画書の概要と河川砂防課所管分の修正事項などについて、ご説明いたします。

表紙をめくって、水防計画書の目次をご覧ください。

水防計画書は、全体として第1章から第8章までの構成となっております。

第1章においては「総則」

第2章には「水防組織と水防体制」

第3章には「気象情報及び水防情報等の連絡」

第4章には「水防施設」

第5章には「雨量、水位及び潮位」

第6章には「重要水防箇所」

第7章には「浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置」

第8章には「法令規則等」について記載しています。

それではまず、第1章をお開きください。第1章「総則」は、水防計画の目的、用語の定義及び大震災を受けて追加された津波における留意事項、安全配慮から構成されています。

5ページをお開きください。第4節安全配慮についてですが、昨年度改訂された「水防計画作成の手引き」に従い、水防団員の安全確保のために配慮すべき事項の例を付け加えています。

第2章をお開きください。第2章には、「水防組織と水防体制」ということで、国、県及び水防管理団体（＝市町村）それぞれの、水防組織と水防体制から構成されています。

11ページをお開きください。

県の場合ですが、県の水防組織については、県内の水防管理団体が行う水防の統括・連絡を図るために、知事を本部長とする水防本部を設置することになります。

14ページをお開きください。

県では、河川の水位が基準水位に達したとき、又は水防警報等を発する必要があるときには、水防本部長である知事の発する水防指令により、水防配備体制をとることとしています。

15ページには、水防指令の伝達系統図を記載しています。

水防管理団体である市町村には、県の各支部（＝地域整備部）から伝達されることになります。

18ページをお開きください。

19ページにかけまして、指定水防管理団体の水防要員について記載しています。

平成26年1月現在、県内の指定水防管理団体は、19ページ表下段の、32団体、水防要員は、18,384人です。昨年から184人減となっています。

また、20ページには、非指定水防管理団体の水防要員について記載しています。

非指定水防管理団体は、8団体、水防要員は、1,448人となっています。昨年から19人減となっています。

22ページをお開きください。

「第4節 協力及び応援」ですが、昨年6月の水防法及び河川法改正を受け、「河川管理者の水防活動への協力」に関する項目について、追加しています。

続きまして、第3章です。第3章では、「気象情報及び水防情報等の連絡」について記載しています。

25ページをお開きください。

第1節では、「水防活動用注意報・警報・特別警報の種類」について記載しています。

昨年8月に運用開始された特別警報について追加しています。

26ページから33ページにかけては、青森地方気象台が発表する気象状況の市町村別の発表基準を記載しています。

34ページから36ページにかけては、津波に関する注意報、警報の種類及び発表基準を記載し

ており、気象庁の発表基準に合わせて修正、追加しています。

37ページをご覧ください。

気象庁及び青森地方気象台が発表するこれらの気象状況については、気象台から関係機関に「防災情報提供システム」等により情報提供されるとともに、県の防災消防課から、県の各機関及び、「防災情報ネットワーク」を通じ水防管理団体等へ通知する仕組みとなっています。

38ページをお開きください。

第2節に、「水防警報」を記載しています

水防警報は、「洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川」において、国土交通省や県が水防管理者へ水防を行う必要がある旨を警告する発表のことを言います。

「国土交通省がおこなう水防警報」の種類・内容・基準については、38ページの表に記載しているとおりです。

国では、岩木川をはじめとする計7河川について水防警報を発表する河川に指定しています。

40ページから42ページですが、国が水防警報を発表した場合の連絡系統図です。

続いて43ページです。

「県が行う水防警報」について記載しています。

県が水防警報を行う河川は、44ページから45ページの表に記載しているとおり、岩木川水系浪岡川をはじめとする36河川となっています。

46ページから47ページはこの36河川の発表基準水位を記載しています。

48ページの連絡系統図に変更はありません。

50ページをお開きください。

第3節として、「指定河川洪水予報」を記載しています。

洪水予報は、「流域面積の大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川」において、洪水のおそれがあると認められるとき、河川の水位情報を一般住民に周知するため、気象庁長官と共同して行う発表を言います。

下段に記載している図をご覧ください。

河川の水位上昇に従い、はん濫注意情報、はん濫警戒情報、はん濫危険情報の発表を、3時間後までの水位・雨量の予測をもとにして、発表します。

51ページをご覧ください。

国土交通省所管では、岩木川をはじめとする4河川で洪水予報を行います。

下の発表基準水位についてですが、岩木川において、昨年の台風18号の出水を受けまして、水位設定の見直しを行っており、避難判断水位及び氾濫危険水位が一部変更となっています。

52ページをお開きください。53ページにかけまして国土交通省が管理する岩木川及び平川と馬淵川についての洪水予報伝達系統図を記載しています。

青森河川国道事務所から県河川砂防課等を経由して水防管理団体（市町村）へ、そして一般住民へと伝達されます。

また、共同発表者である青森地方気象台からは、所定の関係機関のほかに報道機関を通じて、テレビ・ラジオ等により住民に周知します。

なお、昨年6月の水防法改正により、市町村における避難勧告等の判断に資するため、関係市町村長への通知（国土交通大臣からの通知）が追加され、52ページ左側にある弘前市防災安全課、

53 ページ左側にある八戸市防災危機管理課など関係市町村への伝達系統が追加されています。

54 ページをお開きください。

高瀬川の洪水予報伝達系統図についてです。

高瀬川河川事務所から県河川砂防課等へ伝達され、岩木川・馬淵川の場合と同様に住民へ伝達されます。

また、同様に三沢市土木課など関係市町村への伝達系統が追加になっています。

55 ページから62 ページにかけては国土交通省の洪水予報発表形式イメージを記載しています。

63 ページをご覧ください。

県が管理する河川で洪水予報を行う5河川の河川名、実施区域及び発表基準水位等について記載しています。

昨年度の県における発表実績は、

8月9日の豪雨により、馬淵川

8月31日から9月1日にかけての豪雨により、十川

9月15日から16日にかけての台風18号により、馬淵川はじめ5河川すべて

10月15日から16日にかけての台風26号では、馬淵川、十川

と、5河川で計9回発表しています。一昨年は十川1河川計1回の発表です。

また、今年度も、4月4日から5日にかけて、融雪による増水により、馬淵川において発表したところです。

68 ページから75 ページにかけまして、県の洪水予報発表形式イメージを記載しています。今年度から変更になっており、国土交通省と同様の形式となっています。

76 ページをお開きください。

水位周知河川とは、洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により相当な損害を生じるおそれのある河川として、国土交通大臣又は県知事が指定した河川のこと、避難の目安となる水位に達したときに「はん濫警戒情報」として、水防管理者や一般住民に周知する河川を言います。

図をご覧ください。

県が行う「はん濫警戒情報」については、「避難判断水位」に到達したときだけではなく、※印2になります。また、「はん濫危険水位」に到達したとき、また、「避難判断水位」を下回ったときにおいても、発表することになっています。

国土交通省が指定している水位周知河川につきましては、浅瀬石川1河川です。

78 ページをお開きください。

78 ページから80 ページにかけては、県が指定している水位周知河川として浪岡川をはじめとする31河川の河川名と実施区間及び発表基準水位を記載しています。

昨年度の県の「はん濫警戒情報」の発表実績は、浪岡川、中村川など14河川で計15回となっています。一昨年は4河川で計4回です。

81 ページをご覧ください。

県が所管している河川のはん濫警戒情報伝達系統図です。

県が指定した水位周知河川のはん濫警戒情報は、報道機関及び市町村を通じて一般住民へ周知します。洪水予報の伝達系統と同様に、各地域整備部からの伝達先に「避難指示・勧告を行う市町

村長」を追加しています。

85ページをお開きください。

第5節「津波警報等発表時の水防体制」ですが、87ページにかけまして、事前に関係機関に対して行なった意見照会を踏まえて追加しています。

気象庁が津波警報等を発表したことをもって、水防警報を発表したものとみなすこととし、原則として安全な場所で待機することとしています。

88ページをお開きください。

第6節には、「ダム放流に伴う通報」ということで、国土交通省が管理する浅瀬石川ダム、県河川砂防課が所管する目屋ダムをはじめとする10ダム並びに県農林水産部が所管する防災ダム9ダム及び利水ダム6ダムについての放流に伴う情報伝達について記載しています。

97ページをお開きください。

水防連絡表について「青森県防災情報ネットワーク」の防災専用電話の利用方法を記載しています。

続いて第4章をお開きください。

第4章には「水防施設」として、国、県及び水防管理団体における水防施設について記載しています。

117ページから130ページにかけては、県、水防管理団体及び国の水防倉庫の所在地と資器材備蓄状況について概要を記載しています。

134ページから136ページにかけては、水防用土取場調書です。土取場の所在地および調達可能数量を記載しており、それぞれ時点修正しています。

第5章をお開きください。

第5章には、国土交通省、気象庁及び県等が設置している「雨量、水位及び潮位」の観測所について記載しています。

141ページから161ページにかけては、第1節として、国土交通省、青森地方气象台、県及び東北電力が所管する雨量観測所について

そして、162ページから177ページにかけては、第2節として、国土交通省及び県が所管する水位観測所について記載しています。

昨年の台風18号による出水により、県の水位観測所43カ所において、観測開始からの最高水位を記録しています。

178ページから179ページは、第3節として、国の潮位観測所について、概要を記載しています。

180ページをお開きください。

第4節「雨量、水位の公表」には、現在、国や県が一般に情報提供している、雨量情報等に登録するためのパソコン及び携帯端末のアドレス等を記載しています。

青森県河川砂防課では、雨量、水位情報に加え、ダム情報などを一括提供する、「青森県河川砂防情報提供システム」を平成23年3月から、運用しています。

第6章をお開きください。

第6章では、県及び直轄で管理する河川における「重要水防箇所」について記載しております。

195ページをお開きください。

国や県では、水防活動時に注意すべき箇所について「水防上最も重要な区間」をA、「水防上重要な区間」をBとして区分しています。

196ページ以降に重要水防箇所の箇所表と箇所図を掲載しております。

続いて第7章をお開きください。

第7章では、「浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置」について記載しています。

水防法改正により、浸水想定区域内の地下街、要配慮者利用施設、大規模工場等における自主的な避難確保、浸水防止の取り組みといった、いわゆる事業者による自衛水防活動について、推進強化されたことを受け、水防計画作成の手引きに従い、追加したものです。

第8章をお開きください。

第8章には、水防法などの「法令規則等」について記載しています。

231ページをお開きください。

ただ今の説明の中でも申していましたが、昨年6月に水防法が改正されています。

主な改正として、第2条第5項及び233ページ第7条第3項に「河川管理者の協力」に関する事項、235ページ第13条の2に「関係市町村長への通知」が追加されています

また、236ページから238ページ第15条から第15条の5にかけて、第7章に追加した「浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置」に関して、大幅に追加修正されるなど、改正が行なわれています。

その他、関係法令・規定などについて時点修正等されています。

以上が、水防計画書の概要と修正点でございます。

先ほどの法律改正と、平成23年 東北地方太平洋沖地震などを受けまして、国が主体となり、各種マニュアルの改正についての議論が、盛んに行われてきました。

水防に関しましても、平成25年度に「水防計画作成の手引き」が改訂されました。

これらを踏まえ、水防計画書の改訂作業を行ってまいりましたが、不備なところが多々あることかと思えます。委員の皆様におかれましては、今後ともご指導方よろしくお願いたします。

私からのご説明は以上となります。

【事務局】

河川砂防課 企画・防災Gの田中と申します。

私からは、避難勧告等を発令する際の水位等の位置付けの見直しに関する現在の動きについて情報提供したいと思います。お配りしています資料をご覧ください。

座って説明させていただきます。

まず内閣府の動きですが、平成25年6月に「災害対策基本法」が改正になりました。更に、平成26年4月に「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（案）」が改訂にな

り、市町村が発令する避難勧告等の判断基準についての見直しが行われております。この改訂内容は、市町村において平成 26 年度から試行され、平成 27 年度に向けて見直し作業が進められることとなっています。

国土交通省では、この改訂されたガイドラインと整合を図るため、避難勧告等の発令に関する水位の位置付けについて見直しを行い、市町村に周知を図った上で、平成 27 年 4 月から実施することとしています。

下の図をご覧になりながら、お聞き下さい。

左側が現行、右側が見直し後になります。まず、氾濫危険水位の位置付けについてです。氾濫危険水位は、洪水により家屋等の被害を生じる氾濫の恐れがある水位ですが、従前は避難に比較的長い時間を要すると想定し、この氾濫危険水位に達する前に、避難に要する時間及び水位の上昇量等を考慮して設定した避難判断水位を避難勧告等の発令の目安としていました。

災害対策基本法の改正により、避難行動として、避難場所への避難のほか、屋内での退避等の安全確保措置が位置付けられ、退避に要する時間の短縮が予想されることなどを踏まえ、氾濫危険水位を市町村長の避難勧告等の発令判断の目安としての位置付けに変更するものです。

次に、避難判断水位ですが、氾濫危険水位を避難勧告等の発令の目安に変更したことに伴い、この避難判断水位を避難準備情報発表の目安としての位置付けに変更します。

氾濫注意水位及び水防団待機水位の位置付けについては変更ありません。

国土交通省では、この水位の位置付けの変更に伴い、氾濫危険水位等の設定要領を改訂しており、今後、都道府県等を対象とした説明会を開催することとしています。

県ではこれを踏まえ、従前設定した氾濫危険水位等の水位について、どのような見直しが必要か、今年度検討し、来年度の水防計画書に反映したいと考えています。

以上で私からの報告を終わります。

【議長】

ありがとうございます。次に、農村整備課からお願いします。

【事務局】

農林水産部農村整備課の野呂と申します。よろしく申し上げます。

それでは、農村整備課関係について 3 点ほど説明させていただきます。

水防計画書（案）、15 ページをお願いします。

水防指令伝達系統における農村整備課の位置付けは、「農村整備防災班」として、「河川砂防防災班」からの通知を受け、各地域県民局地域農林水産部への通知や情報の収集などを行います。

また、当課内に「農村整備防災班本部」を設け、「防災ダム担当」、「災害対策担当」、「利水ダム担当」及び「排水状況連絡担当」の 4 つの担当を設け、それぞれ 2 班体制で任務を行います。

なお、地域県民局地域農林水産部においても、地域農林水産部長を本部長とする水防体制を組織し、洪水などの発生時には、当課と連絡を取りながら情報の把握などを行うこととしています。

次に 91～94 ページをお願いします。

農林水産部所管のダム放流に伴う通報系統をご説明します。

当部が所管するダムは、防災ダムが 9 箇所、利水ダムが 6 箇所の計 15 箇所となっております、

各地域県民局地域農林水産部において適切な管理に努めているところです。

また、洪水などに伴うダムからの放流で、下流河川の流況に著しい変化が生じる場合には、事前に警報サイレンやスピーカなどを用いて住民へ注意や警戒を促すとともに、関係市町村や警察署、消防署、河川管理者などへ速やかに通知を行う体制としています。

続いて223ページをお願いします。

県内1,848箇所の農業用ため池については、設置地点の状況や下流条件等により緊急度を4段階に区分し、さらに下流条件や規模、管理状況などでランク分けを行ったうえで、市町村や土地改良区などに対し、適切な管理を指導しているところです。

また、豪雨や融雪などに伴う出水時には、ランクの高いため池を重点的に点検し、各地域県民局地域農林水産部においてその結果を取りまとめ、農村整備防災班へ報告する体制としており、迅速な状況把握による災害の発生防止に努めています。

以上、農村整備関係の説明を終わります。

【議長】

ありがとうございました。ただ今の、説明について、御質問、御意見がございましたらお願いします。

【防災消防課】

国交省所管の各基準水位が下がりましたがけれども、これに伴い警報がでる頻度についてその辺りの情報がもしありましたらご教授願いたいと思います。

【河川国道事務所】

今整理をしておりますので、今後お伝えしたいと思います。

【防災消防課】

あともう一点ですが、昨年の台風の時に水位が下がった局面にあってもテレビのテロップは氾濫警戒情報が出されました、とそこだけテロップがでたものですから、とまどったのではないかと。水位が上がったのか下がったのかそれがテロップだけではわかりにくかった、という印象がありました。そこだけ申し上げたいと思います。

【事務局】

今後情報を出すときには十分注意したいと思います。

【議長】

他に御意見、御質問ございませんか。

御質問、御意見がないようですので、平成二十六年青森県水防計画（案）については、原案どおりとして、御異議ございませんか。

御異議がないようですので、本計画（案）を、承認することといたします。

以上をもちまして、本日の議案の審議は、すべて終了いたしました。

どうもありがとうございました。

【司会】

ありがとうございました。

これもちまして、平成二十六年青森県水防協議会を閉会といたします。

本日は、御出席いただき誠にありがとうございました。